

年金積立金管理運用独立行政法人 平成23年度計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人の平成23年度計画を次のとおり定める。

平成23年3月31日

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 三谷 隆博

第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項

1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。

なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を公表するとともに、平成23年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。

2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法

(1) 運用の目標

- ① 基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。
- ② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成23年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。

(2) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。

① 資産全体

基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

② 各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

③ 各運用受託機関

運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。

また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握し、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。

運用体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認する。

④ 各資産管理機関

資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。

また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求め

るとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。

さらに、信用リスクについては、随時管理するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点の有無を確認する。

⑤ 自家運用

自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。

(3) 運用手法

① 各資産ともパッシブ運用を中心とする。アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。

② 収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。

③ 運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直すこととし、平成23年度はエマージング株式運用受託機関の選定等を行う。

(4) 財投債の管理及び運用

自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。

3. 透明性の向上

年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、ホームページ等を活用して、情報公開を積極的に行い、国民に対する情報公開・広報活動の充実等を図る。

具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響に留意するものとする。

(1) 情報公開・広報活動の更なる充実の観点から、ホームページの見直しを行う。

- (2) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。
- (3) 管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した管理運用方針をホームページにより公開する。
- (4) 各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関の状況を含む。）については7月末までに、四半期の運用状況については8月末、11月末及び2月末までにホームページ等により情報を公開する。
- (5) 監事及び監査法人の監査の結果等については、年1回ホームページで情報を公開する。
- (6) 運用受託機関等の選定過程及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。
- (7) 運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図る。
 加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に運用委員会の議事録を公表するための所要の手続きを進める。

4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

(1) 基本ポートフォリオ

次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
資産構成割合	67%	11%	8%	9%	5%
乖離許容幅	±8%	±6%	±5%	±5%	—

(2) 基本ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、必要に応じて見直しの検討を行う。

5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。

- ① 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。
- ② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。
- ③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関から議決権行使に係るガイドラインの提出を求める。議決権行使状況については年2回報告を求め、必要に応じてミーティングを実施し、議決権行使の取組状況について評価する。

(2) 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。

第2 業務の質の向上に関する事項

1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備

- (1) 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める管理運用方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。ま

た、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。

- (2) リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施するため、運用リスクを含む総合的なリスク管理のための所要の体制整備等の検討を進める。
- (3) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関する制約に係る規程の適切な運用を行う。

2. 管理及び運用能力の向上

- (1) 職員の採用に当たっては、法人全体の人件費等を見据えつつ、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材をより広く求める。
- (2) 研修計画を策定し、職員の資質の向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。
- (3) 年金積立金の管理及び運用の基盤となる年金積立金データ管理(GPDR)システムの安定稼働に努めるとともに、運用手法の見直しや制度変更等については適宜対応する。

3. 調査・分析の充実

- (1) 大学等の研究機関との連携を通じて、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究の充実を図る。
- (2) 内外の経済動向の把握や、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を、専門調査機関も活用して積極的に行う。また、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うため、市場に関する情報収集・分析の強化のための取組を進める。
- (3) 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。

4. 業務運営の情報化・電子化の取組

情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 効率的な業務運営体制の確立

- (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。
- (2) 人事評価制度については、経費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。

2. 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費及び業務経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置いて、業務の効率化に努める。

人件費削減等の取組については、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

併せて、給与水準については、引き続き着実に適正化に向けた取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定等を行う際には、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう引き続き低減に努める。

3. 契約の適正化

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき引き続き適正化を推進する。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成23年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。

第5 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

別表1のとおり

2. 収支計画

別表2のとおり

3. 資金計画

別表3のとおり

第6 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

20,000億円

2. 想定される理由

予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

行徳宿舎（市川市）については、売却手続きを進める。

第8 剰余金の使途

なし

第9 その他業務運営に関する重要事項

1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保

主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るため、所要の取組の検討を行う。

2. 施設及び設備に関する計画

宿舎の売却については、所要の手続きを完了するよう努める。

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附帯する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4. 職員の人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。
- ② 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。
- ③ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。
- ④ 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。

(2) 人員に係る指標

人員及び人件費の効率化に関しては、第3の2における人件費に係る経費節減目標に基づいて取り組む。

別表 1

平成23年度の予算

(単位:百万円)

	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	23年度計
収入				
年金特別会計厚生年金勘定寄託金	4,600	-	-	4,600
年金特別会計国民年金勘定寄託金	-	210,600	-	210,600
厚生年金勘定より受入	-	-	4,600	4,600
国民年金勘定より受入	-	-	210,600	210,600
投資回収金	-	-	6,670,993	6,670,993
総合勘定より償還金受入	6,309,103	156,390	-	6,465,493
総合勘定より国庫納付金受入	200,300	5,200	-	205,500
運用収入	-	-	3,799,257	3,799,257
雑収入	-	-	741	741
総合勘定より分配金受入	3,523,486	240,416	-	3,763,902
計	10,037,489	612,606	10,686,191	21,336,286
支出				
一般管理費	-	-	499	499
業務経費	-	-	35,044	35,044
総合勘定へ繰入	4,600	210,600	-	215,200
投資	-	-	215,941	215,941
厚生年金勘定へ国庫納付金繰入	-	-	200,300	200,300
国民年金勘定へ国庫納付金繰入	-	-	5,200	5,200
年金特別会計厚生年金勘定納付金	200,300	-	-	200,300
年金特別会計国民年金勘定納付金	-	5,200	-	5,200
厚生年金勘定へ償還金繰入	-	-	6,309,103	6,309,103
国民年金勘定へ償還金繰入	-	-	156,390	156,390
年金特別会計厚生年金勘定寄託金償還	6,309,103	-	-	6,309,103
年金特別会計国民年金勘定寄託金償還	-	156,390	-	156,390
厚生年金勘定へ分配金繰入	-	-	3,523,486	3,523,486
国民年金勘定へ分配金繰入	-	-	240,416	240,416
計	6,514,003	372,190	10,686,379	17,572,572

【人件費の見積もり】

期間中総額714百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員給与（非常勤役員給与を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注1）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

（注2）承継資金運用勘定は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平16法105）附則第12条の規定により廃止することとされている。

別表 2

平成23年度の収支計画

(単位:百万円)

	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	23年度計
収益の部	3,523,486	240,416	3,799,429	7,563,331
経常収益	-	-	3,799,429	3,799,429
資産運用収益	-	-	3,799,257	3,799,257
事業外収益	-	-	172	172
雑益	-	-	172	172
総合勘定分配金収入	3,523,486	240,416	-	3,763,902
費用の部	-	-	3,799,429	3,799,429
経常費用	-	-	35,527	35,527
業務経費	-	-	34,922	34,922
業務経費	-	-	34,864	34,864
減価償却費	-	-	58	58
一般管理費	-	-	605	605
一般管理費	-	-	327	327
賞与引当金繰入	-	-	50	50
退職給付費用	-	-	141	141
減価償却費	-	-	87	87
繰入前利益	-	-	3,763,902	3,763,902
厚生年金勘定分配金繰入	-	-	3,523,486	3,523,486
国民年金勘定分配金繰入	-	-	240,416	240,416
当期利益金 (△当期損失金)	3,523,486	240,416	-	3,763,902

(注1) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2) 承継資金運用勘定は、年金積立金管理運用独立行政法人法(平16法105)附則第12条の規定により廃止することとされている。

別表3

平成23年度の資金計画

(単位:百万円)

	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	23年度計
資金収入	6,514,003	372,190	6,922,477	13,808,670
前年度よりの繰越金	-	-	-	-
業務活動による収入	6,514,003	372,190	6,922,477	13,808,670
年金特別会計厚生年金勘定寄託金による収入	4,600	-	-	4,600
年金特別会計国民年金勘定寄託金による収入	-	210,600	-	210,600
厚生年金勘定からの受入による収入	-	-	4,600	4,600
国民年金勘定からの受入による収入	-	-	210,600	210,600
総合勘定からの償還金の受入による収入	6,309,103	156,390	-	6,465,493
総合勘定からの国庫納付金受入による収入	200,300	5,200	-	205,500
投資回収金収入	-	-	6,670,993	6,670,993
運用事業収入	-	-	35,543	35,543
その他の業務収入	-	-	741	741
投資活動による収入	-	-	-	-
敷金・保証金回収による収入	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-
資金支出	6,514,003	372,190	6,922,477	13,808,670
業務活動による支出	6,513,940	372,186	6,922,285	13,808,411
資金運用の投資による支出	-	-	215,941	215,941
一般管理費支出	-	-	487	487
業務経費支出	-	-	34,864	34,864
総合勘定への繰入による支出	4,600	210,600	-	215,200
厚生年金勘定への国庫納付金繰入による支出	-	-	200,300	200,300
国民年金勘定への国庫納付金繰入による支出	-	-	5,200	5,200
厚生年金勘定への償還金繰入による支出	-	-	6,309,103	6,309,103
国民年金勘定への償還金繰入による支出	-	-	156,390	156,390
寄託金償還による支出	6,309,103	156,390	-	6,465,493
国庫納付金による支出	200,237	5,196	-	205,433
投資活動による支出	-	-	180	180
固定資産取得による支出	-	-	180	180
敷金・保証金支払による支出	-	-	-	-
財務活動による支出	63	4	12	80
次年度への繰越金	-	-	-	-

(注1) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2) 投資回収金収入には寄託金償還にあてるための財投債の売却代金を含む。

(注3) 承継資金運用勘定は、年金積立金管理運用独立行政法人法(平16法105)附則第12条の規定により廃止することとされている。